

○神栖市市制施行20周年記念ロゴマーク使用に関する要項

平成7年2月13日

神栖市告示第11号

(趣旨)

第1条 この告示は、神栖市市制施行20周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別記のとおりとする。

(使用の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、神栖市市制施行20周年記念ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、必要があると認めるときは、申請者に対し、当該申請に係る書類の修正及び追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の申請を省略することができる。

(1) 市が使用するとき。

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。

(3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用を承認するときは神栖市市制施行20周年記念ロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により、使用を承認しないときは神栖市市制施行20周年記念ロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

(1) 市の信用又は品位を傷つけるおそれがあるとき。

(2) 神栖市イメージキャラクター「カミスココくん」のイメージを損なうおそれがあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。

(4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。

- (5) 別に定める神栖市市制施行20周年記念ロゴマーク使用マニュアル（以下「使用マニュアル」という。）に反するおそれがあるとき。
- (6) 神栖市市制施行20周年記念事業を推進するに当たり、支障が生ずるおそれがあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用が不適當であると市長が認めるとき。

3 市長は、第1項の規定による承認に、条件を付することができる。

（使用の期間）

第5条 ロゴマークの使用の期間は、前条第1項の規定による承認の日から令和8年3月31日までを限度とする。

（使用上の遵守事項）

第6条 第4条第1項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた用途のみに使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (2) 使用の承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマークを使用し、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等を行うことにより、自己の権利を新たに設定若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。
- (4) 使用マニュアルに基づき使用すること。
- (5) ロゴマークを使用して作成した最終成果物を市長に提出すること。ただし、提出が困難と認められるときは、最終成果物の確認ができるものをもって代えることができる。
- (6) 市長の求めに応じ、ロゴマークの使用実態を報告すること。
- (7) 事故、知的財産権の侵害等、ロゴマークの使用に起因する問題が発生しないよう、事前調査を含め万全の配慮を行い、問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処すること。

（使用の承認の取消し）

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、使用の承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による承認の取消しをしたときは、神栖市市制施行20周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。

- 3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者（以下「承認取消者」という。）は、前項の通知を受けた日以降、当該使用の承認を受けて作成した最終成果物の使用、配布、掲示、販売等をしてはならない。
- 4 市長は、承認取消者に対し、最終成果物の回収を求めることができる。
- 5 市長は、第1項の規定による承認の取消しにより生じた承認取消者の損害については、その責任を負わない。

（使用料）

第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用により生じた損害の責任）

第9条 市長は、ロゴマークの使用により生じた損害について、一切の責任を負わない。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

（失効後の経過措置）

- 3 この告示の失効の日（以下「失効日」という。）以前に第4条第1項の規定による承認を受けた者については、この告示の規定は、失効日後も、なおその効力を有する。

別記（第2条関係） 神栖市市制施行20周年記念ロゴマーク



様式第1号（第3条関係）

神栖州市制施行20周年記念ロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

神栖市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

神栖州市制施行20周年ロゴマークを使用したいので、神栖州市制施行20周年記念ロゴマークの使用に関する要項第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用対象物品又はサービス	
使用方法	
目的	
場所	
数量	
期間	年 月 日 ～ 年 月 日

有償・無償の別	有償（売価 円（税込）／個）・無償
担当責任者 （連絡先）	氏名： 電話番号： メールアドレス：
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>（1）使用イメージがわかるもの</li> <li>（2）会社概要（申請者が法人の場合のみ）</li> <li>（3）食品衛生法第55条の規定による許可を受けなければならない営業に使用する場合は、当該規定による許可を証する書類（食品営業許可証）の写し</li> <li>（4）その他参考となるもの</li> </ul>
備考	

年 月 日

神栖市市制施行20周年記念ロゴマーク使用承認通知書

様

神栖市長

年 月 日付けで申請があった、神栖市市制施行20周年記念ロゴマークの使用については、下記のとおり承認することとしましたので、神栖市市制施行20周年記念ロゴマークの使用に関する要項第4条第1項の規定により通知します。

記

使用対象物品又は サービス	
使用 方 法	
目 的	
場 所	
数 量	
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
承 認 番 号	No.
そ の 他 (使用条件等)	

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

神栖市市制施行20周年記念ロゴマーク使用不承認通知書

様

神栖市長

年 月 日付けで申請があった、神栖市市制施行20周年記念ロゴマークの使用については、下記の理由により承認しないこととしましたので、神栖市市制施行20周年記念ロゴマークの使用に関する要項第4条第1項の規定により通知します。

記

（対象物）

（不承認理由）

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

神栖市市制施行20周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書

様

神栖市長

年 月 日付け（承認番号No. ）で承認した、神栖市市制施行20周年記念ロゴマークの使用については、下記の理由により承認を取り消しますので、神栖市市制施行20周年記念ロゴマークの使用に関する要項第7条第2項の規定により通知します。

記

（取消対象物）

（取消の理由）